

# APT

APT ニュースレター

2023年8月発行



No. 122



京都 YWCA  
Asian People Together

## Contents

●移住連 全国ワークショップ 2023 in 広島 基調講演より	1
分科会より	2
●「改正」出入国管理及び難民認定法の成立とその問題点	3
●最近のケースより	4
●フィリピン移住女性と日本社会 研修会報告	5
●多文化子どもプログラムについて	6
●APT 30 周年 Homecoming Day	7
●研修「コミュニティ通訳として働くために」	8
●2023年4月～7月活動報告	8

## 移住連 全国ワークショップ 2023 in 広島

### 地域から広がる移民社会～共感を阻む制度・政策の壁を打ち破る～

基調講演より

#### 1. リンさんが勝訴に至るまで(NPO コムスタカ 中島眞一郎さん)

ベトナム人技能実習生リンさんが、帰国させられることを恐れて誰にも言えなかった妊娠で、結局死産した双子を自分なりのやり方で弔おうとしたことが「死体遺棄罪」に問われた事件。地裁、高裁と有罪判決でしたが、最高裁でやっと無罪を勝ち取りました。

そもそも死体の弔い方は、それぞれの文化を背景にしており、それを単純に「遺棄」と見做しているものなのだろうか、現在の「死体遺棄罪」は百年近く前からほぼ変化しておらず、現状にそぐわないのではないかと、という疑問があります。リンさんを支援する人たちは文化への敬意を基本として、無罪のために闘いました。

当初世間の反応は一方的にリンさんを叩く論調でしたが、それも支援者の訴え等から徐々にリンさん寄りに転じ、最高裁での無罪獲得となった訳です。

中島さんはこの事件では熊本県警のリークやキャンペーンの材料に使われたことなどを指摘され、メディアには功罪があること、そしてその成り立ちからマイノリティ差別を基盤としている「死体遺棄罪」も改めるべき、と強く主張しておられました。

#### 2. 江田島事件の遺したもの(担当 端野真弁護士)

広島県江田島で起きた中国人技能実習生による殺傷事件から十年が経ちました。この事件は

2013年3月14日、牡蠣の養殖場で研修中の中国人技能実習生が、社長をはじめ周辺にいた人々を襲って殺傷した、というものです。端野弁護士はこの事件を複数弁護士の一人として担当されました。そしていくつかの疑問点を発見されたそうです。

・被告には鑑定留置の後、責任能力ありと示されながら、異常行動が頻繁に見られ、接見拒否や審判で暴れる等常軌を逸した行為もあり、かつ境界知能に近い行動も見られた。

・そもそも本人は中国の山地の出身で、牡蠣の養殖など関係ない仕事に携わっており、プロフィールは管理団体がでっちあげたものと思われる。

・日本語も不十分、中国での借金(債務奴隷)、劣悪な住環境などからの悪影響も多分にあった(移住連の鳥井一平氏、管理団体も証人として呼ばれて証言)。

判決は無期懲役でした。でも上記のことを考えると、もし今だったらどんな判決になっていたのか大きな疑問が残ります。実習生は2022年1月、大阪拘置所内で死亡。まだ40代で中国には妻と子どもがいたそうです。

江田島ではこの事件をきっかけに、技能実習生を地域に取り込もうとする運動が始まったようですが、結局今ではほとんど行われていないとのこと。やはり国家的政策として「外国人労働者」を社会で受け入れる仕組みをつくっていく必要がある、と訴えておられました。

(大手理絵)

**移住連 全国ワークショップ 2023 in 広島（分科会より）****「移民女性が抱える困難と新しい支援制度 ～困難女性支援法をどう使う？」**

上記をテーマに以下の3点について議論を行った。

1. 2024年4月に施行されるこの「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の基本方針に「年齢、障害の有無、国籍等を問わない」と明記されていることを基に、移民女性当事者やその支援者がこの新法をどう活用できるか、また施行までに制定されることになっている基本計画に移民女性の実情をどう反映させるかについて議論を行った。自治体によって、民間団体との連携や支援の制度は異なるが、移住女性プロジェクトから新法を基に活動できる「案」を作成して、各団体が自治体との交渉や意見の提案に活用することになった。

2. 2021年3月に名古屋入管で凄惨な死を遂げたスリランカ女性ウィシュマさんは、DV被害を

受けて警察で助けを求めたにもかかわらず非正規滞在で収容されたことから、「改定DV防止法」に移民女性への支援拡充を反映できるのか議論を行った。移住女性の場合DV被害に「在留資格を人質にしてのDV」を明確にする必要があることを確認した。

3. 法制審議会の家族法制見直しの中で審議されている「離婚後の共同親権」導入問題について、移住女性の場合、現在のように親権を持つことで在留資格「定住者」を取得できるのではなく、実際未成年の子どもを「監護」しているのかによって「定住者」の在留資格が許可されることになり、さらに、医療・住所・進学など大事なことの「決定権」を共同することでDVという支配から抜けられない可能性が高い、という議論があった。（張善花）

**「新型コロナ移民・難民緊急伴走支援事業」**

移住連では2020年に「新型コロナ移民・難民緊急支援基金」を創設して公的支援が届かず、生活困窮状態にある人たちへの支援が行なわれた。翌21年は相談支援事業で同行・通訳支援と緊急支援が実施された。続いて22年度は「緊急伴走支援事業」が実施され、今回のワークショップにて報告があった。

この事業に登録された伴奏者は330名であるが、伴奏者が一人もいない都道府県が16あり、支援の経験がない伴走者が3割以上を占めた。計729件の支援の中身は在留資格、言葉、生活困窮、医療などが多くを占め、複合的課題を抱える場合が多かった。

課題として支援の担い手不足、支援空白地域の存在、公的支援の届かないケースなどに関する政策提言への取り組みの必要性といったことが明らかになった。伴奏者に対しては研修会などでのスキルアップと他地域支援者とのノウハウの共有、支援後のフォローアップなどが必要であり、空白地域への対応としてオンライン相談会の実施と地域拠点への連携、そして移民難民の抱える複合的課題の解決と生活困窮への支援につながる政策提言が可能となるような、「新移民時代型」支援ネットワークの構築が求められている。

（神門佐千子）



## ～「改正」出入国管理及び難民認定法の成立とその問題点～

今年6月9日新たな「出入国管理及び難民認定法(以下入管難民法)」が可決・成立しました。この新たな入管難民法の成立には多くの方が反対し、京都YWCA・APTもメンバーである移住連(移住者と連帯する全国ネットワーク)も強く抗議運動を行ってきました。この入管法の何が問題なのでしょうか。考えてみたいと思います。



出入国在留管理庁ホームページには、「退去強制令書の発付を受けたにもかかわらず、様々な理由により本邦からの送還を忌避する者が相当数存在しており、速やかな送還が困難となるとともに、収容が長期化する大きな要因にもなっています。」として、新たな入管難民法の必要性を説いています。その結果今回変更された新法では、

- ・難民認定手続中送還停止効に例外を設け、3回目以降の難民認定申請者、3年以上の実刑に処されたもの、テロリスト等は退去させることを可能にする。

- ・強制的に退去させる手段がない外国人に退去を命令する制度を設け、命令に従わない場合には刑事罰を科す可能性があることで自ら帰国するように促す。

という内容が盛り込まれました。そもそも、日本では「難民」の定義が狭く、難民として認定される人数は年間2桁でしかありません。2021年には、コンゴ民主共和国約4万5000人、ドイツ約3万9000人、カナダ約3万4000人、フランス約3万3000人、メキシコ約2万7000人、アメリカ約2万人となっている一方、日本は74人でした。そのような難民認定制度を改正しないまま、上記のように変更するのは、日本も加入している難民条約第33条に記されている「締約国は、難民をいかなる方法によっても、人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見のために、その生命または自由が脅威にさらされるおそれのある領

域の国境へ追放し、または送還してはならない。」というノン・ルフールマン原則(送還禁止原則)に反し、国際人権法に違反するものです。いかなる外国人であっても難民申請中は強制送還されてはいけません。新法では本来保護されるべき難民が送還を禁止されている国へ送還される可能性があり、また、帰国できない事情がある人に帰国を命じ、従わないと処罰することになります。これに対して国連人権理事会や国連難民高等弁務官事務所からも懸念が表明されています。世界人権宣言第十四条にも「すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。」と規定されているのです。



退去を拒む「送還忌避者」には、「日本で生まれ育ちながら在留資格がなく、強制送還の対象となっている外国人の子どもたちがいる。全国におよそ300人。難民申請が認められないまま親が長期収容され、別離を経験した子ども。在留資格がないまま日本で働くうちに子どもが生まれ、帰れなくなった家族など。」(2020年11月11日NHK「クローズアップ現代」より)のような子どもたちが含まれます。このような子どもたちの生存権も奪うことになるのです。

さらに、入管収容中の病死・自死などが起こっている現在の入管収容制度の問題が指摘



されています。この制度の問題点が根本的に改善されていません。どのような立場にいる人であっても、基本的人権が尊重されるべき一人の人間であることを忘れてはなりません。

この新たな入管難民法を「改正」ではなく「改悪」と捉えています。一旦成立はしましたが、これからも問題点を指摘し続けなければなりません。

(安藤いづみ)

## 最近のケースより

### 「在留資格を扱ったケース」 **A** さん

自分の知らない間に、夫に勝手に離婚届を出されたというケースをご紹介します。

A さんには日本人夫との間に 20 代と 10 代の二人の子どもがいます。諸々事情があつて数年前から子どもたちと共に別居生活をしていましたが、本人に離婚するつもりはありませんでした。母国へ一時帰国、戻って来てしばらくしてから、離婚されていることを知りました。しかも夫はすでに再婚までしていました。

到底受け入れられなかった A さんは弁護士を

立てて、離婚無効の調停を申し立てることにしました。その時点で在留資格（日本人の配偶者等）の期限も近づいていたので、裁判所からの調停中の書類を添えて、更新手続きをし、6 か月の更新ができました。

その後いろいろと気持ちの変化もあり、結局 A さんは離婚無効の調停を取り下げ、離婚を受け入れました。そして無事に在留資格を定住者に変更することができました。まだ未成年の日本人の子がいたからです。（星）

### 「在留資格を扱ったケース」 **B** さん

私たちの扱うケースの中で、飛び抜けて多いのが日本人配偶者からの DV（ドメスティック・バイオレンス：以下 DV）被害に関するものです。被害者本人だけではなく、友人知人、DV センター、区役所等様々な機関や人を介して DV の相談が寄せられ、DV 相談専門機関と連携しながらシェルター入居、転居などの支援を行います。被害者のほとんどが加害者との離婚を望むことになるので、通常そこまでの支援を行うこととなります。

ほとんどの外国人配偶者は「日本人の配偶者等」という在留資格で暮らしていますが、離婚してしまうと当然その在留資格は無効となってしまいます。そうなるとそのためのフォローをしなくてはなりません。

日本人配偶者との間に子どもがいて親権を獲得できれば「日本国籍の子どもを養育する」という目的での「定住者」の在留資格が取得できます。しかし子どももいなかった場合は？さてどうしましょう。

仕事についていけば、それに応じた職業での

「就労」関連の在留資格の申請も可能ですが、なかなかそれに適するような相談者はいないのが現状です。そのため離婚する前に、とにかく定職についてもらうようにし、経済的基盤を作った上で離婚手続きをし、「就労」関連の在留資格申請の可能性を探ります。しかし非正規雇用が圧倒的な在日外国人労働市場ではそれも難しく、現在も手探りの中での支援が続いています。

このようなケースに該当する B さんは、病院で受診したところ DV 被害者ではないかと思われて APT に紹介されました。その後、DV 被害者支援専門機関との連携により避難生活をしながら、離婚調停で慰謝料請求を求めています。彼女の場合、子どもがおらず、同居を原則とする結婚生活も不安定なままでの 3 年間だったので、現在仕事も日本語学習も頑張っているのですが、「定住」への在留許可変更は楽観視できません。同じ DV 被害者への支援といっても、在留資格の変更までを含むとほんとうに多様なケースを見ることとなります。

（大手理絵）

## フィリピン移住女性と日本社会 ～40年のインタラクション～ 研修会報告

4月15日、『フィリピン移住女性と日本社会』の著者もりきかずみさんをお招きして、研修会が開催されました。初めにもりきさんから、フィリピン移住女性の動向と彼女たちをめぐる支援がいか  
に形成され、また日本社会にどんな変容をもたらしたのか、詳しくお話いただきました。

フィリピン女性の来日が始まったのは1980年代。「興行」ビザまたは「観光」ビザで入国させ「男性客に『お店』でサービス」をさせる出稼ぎルートが出来上がっていました。「農村花嫁」が発生した時期でもあります。1990年代後半には定住化が進むと同時に夫のDVなどの問題も明らかになり、「人身売買の被害者」として見る視点の転換が起きました。そして、もりきさんがコーディネーターを務められている「マサヤンタハナン」の実践のお話も交えて、日本で家族を形成し定住化した現在の彼女たちの様子について知ることができました。

もりきさんのお話を通して彼女たちが直面した問題を考えると同時に、問題を通して露呈したアジア蔑視や女性蔑視などの日本社会が抱えていた理不尽さについて考えずにはいられませんでした。社会の理不尽さは特に社会の弱い立場に置かれる人々に障害として顕在化すると感じ、彼女たちが立ち向かうことで日本社会に与えてきた影響の大きさを認識するとともに、エンパワメントする支援を実践したいと改めて感じました。



質疑応答を通して、相談対応の中で感じる困難さについて意見が交換されました。日本の制度利用に関しては、文化の違いから制度の目的や要件になかなか納得できず、利用が円滑に進められないという問題が共有され、言葉の壁だけではなく価値観の違いの影響について考える機会となりました。他にも「選別する」意志の感じられる現行の外国人受入れ制度の問題点や妊娠・出産時のサポート不足等の問題も指摘されました。個人のエンパワメントに取り組むと同時に、移住者を取り巻く制度の変革を目指し続ける必要性を認識することができました。



もりきかずみさん著  
『フィリピン移住女性と日本社会』  
明石書店 2023年1月出版

長年フィリピン移住女性に関わってきた著者もりきかずみさんの実体験と豊富なデータに基づいて、日本社会と彼女たちの関係が描き出されています。フィリピン人の来日が始まって以降約40年間の動向と彼女たちが日本社会に与えた影響について伝えると同時に、現代の日本社会に問題提起を行う書籍だと感じました。(勝田みくに)



APTの活動は「赤い羽根ポスト・コロナ（新型コロナウイルス）社会に向けた福祉活動応援キャンペーン 外国にルーツがある人々への支援活動応援助成（2022年10月～2023年9月）」を受けて実施しました。



新型コロナウイルス感染下における  
外国にルーツがある人々への支援活動応援助成

## 多文化子どもプログラムについて

多文化子どもプログラムは現在、毎週月曜の学習プログラムに参加する10名ほどの子どもたちに加え、お出かけプログラム等に参加する遠方からの子どもたちを合わせて約20名が集うプログラムとなっています。近年ではAPTの相談件数に比例するようにして多文化ルーツを持つ子どもたちが多くプログラムにつながるようになり、その国籍、文化、バックグラウンドも多岐に及びます。私たち支援者は彼ら彼女らの抱えるハンディキャップを埋め、一人ひとりの持つ強みをエンパワメントしていけるよう、それぞれ役割を持ちながら連携し、支援を行っています。



子どもたちが必要とする支援の程度や方法は、一人ひとりまったく異なります。日本語指導が必要な子、見守りが必要な子、勉強のサポートが必要な子、あるいは、遊び場を必要とする子、日本語でのコミュニケーションの場を必要とする子、居場所を必要とする子など、様々な必要を持った子どもたちが一つの空間にいるゆえの支援の難しさはありますが、だからこそ子どもたち一人ひとりが得られる経験・学びの豊かさがあります。

昨年度から今年度にかけては、来日して間もない、日本語が母語でない子どもたちが多くプログラムに参加してくれるようになり、そういった子たちはある程度専門的な学習支援が必要であることから、個別で日本語指導・学習指導を受ける時間を設けることにしました。その子どもたちが指導を受ける間、残りの子どもたちは必要なサポートの程度に合わせて、宿題と一緒に取り組んだり様子を見守ったりしています。あ

る子どもは、支援者のサポートを受けながら毎週漢字ドリルを進めていく中で、書き順という文化を身につけはじめ、新しい漢字の書き順を自分で推測できるようになったり、またある子どもは中学生に上がって定期テストを経験して、一人で静かに勉強に取り組めるようになったりと、日々それぞれに合った成長を感じることができます。

みんな勉強を頑張った後はミニホールで遊び、同じテーブルを囲んでご飯を食べるのですが、毎週楽しく自由に過ごしています。新しい子どもたちが多く入った春の頃は互いにどう接すればよいのか、なんと話せばよいのかと葛藤していたのが、時間をともにする中で言語的、文化的壁を越えて笑いあい、互いを理解しあえるようになり、この多文化プログラムが次第にいきいきと過ごせるみんなの居場所となっていることを感じます。



このように子どもたちは日々、一人ひとり異なった気づきを得、時に支援者が意図する以上の学びを受け取ります。そして支援者による一方的な学習支援・社会経験の提供だけでなく、子どもたち同士が互いに刺激しあい助け合うことを通して何ものにも変えられない学びを得るのです。

いよいよ夏休みに入り、子どもたちの中には日本語を使う機会がなかなかないという子もいますが、そうした子どもたちがこのプログラムの関わり合いの中で日本語でコミュニケーションをし、豊かな経験や学びを得ていけるように、最善を尽くしていきたいと願います。(松田純)

この支援プログラムは「清水育英会×中央共同募金会 経済的困窮や社会的孤立の状態にある子どもの学習と生活を一体的に応援(2022年10月~2023年9月)」の助成を受けて実施しました。

## APT 30 周年 Homecoming Day

海外からの参加者（米国やスイス）も含め、約 20 名もの方々のご参加を頂き、とても和やかな会となった。

最初に各自が自己紹介と近況報告をしたのだが、どの人も APT に関わっていた頃の事を単なる懐かしさだけでなく、当時の経験がご自分の価値観や考え方の指標となっていると言われていて、とても感銘を受けた。実際その後の人生で、弁護士や医師、NPO として、さまざまに弱い立場（特に外国籍）の人達の支援に携わっておられる様子が伺えた。

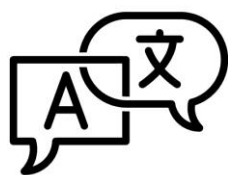


そして、もう一つ印象に残ったのは、APT での活動を楽しい思い出として持ち続けておられることだ。皆で一緒に考えながら活動されていたが故のことだろう。



「APT による月、木曜日の電話相談が発足当初から現在まで脈々と続いているのは、APT が京都での外国人支援の中核を担っていることの証である」と述べた参加者がいたが、正しくその通りであろうし、これからもこの活動を続けていくことはとても大切なことであると思った。

（山口秀子）



### 研修「コミュニティ通訳として働くために」

去る、5月20日に「チャーム」の庵原典子さんを講師に迎え、研修を行った。通訳倫理については日頃、コミュニティ通訳をすることが多い APT のメンバーにとって、実に様々な項目を具体的に挙げての説明が、非常に役に立ったと感じた。

例えば、通訳に抜けがあってはいけないので、意味が曖昧な場合は確認をする。物をもらった場合は必ず所属部署に報告する。通訳記録の作成は非常に大切であるので必ず行う。以上のような基本的なことから、道で会っても挨拶はしない、感情を表にださない、など心に留めてお

くことは多岐にわたる。更には、自分たち支援する側の心のケアとして、通訳終了後に音楽を聞く、美味しいものを食べる、アロマオイルを使用するなど気分転換の方法も含めての研修であった。

その他、話は、通訳をする際の心構え、母子保健（妊娠・出産・育児）について、また文化の仲介にまで及び、役所の「子どもはぐくみ室」で乳幼児検診のための通訳を行うことが多い私たちにとっては、より良い支援を行う上で、大変実りある研修であったと思う。

（ヘイナ啓子）

# 活 動 報 告

4月1日 ~ 7月31日

4月

- 15日 APT全体ミーティング・ケース協議\*  
『フィリピン移住女性と日本社会~40年のインタラクション~』  
講演：もりきかずみさん（著者）を迎えて  
研修：著書から見えてくる現在の課題と  
今後の外国人支援について

5月

- 18日 研修『コミュニティ通訳基礎研修』母子保健
- 20日 研修『コミュニティ通訳基礎研修』倫理実践  
APT全体ミーティング・ケース協議\*
- 27日 京都YWCA多文化共生委員会会議\*

6月

- 3日 きょうと多文化支援ネットワークミーティング
- 10-11日 移住者と連帯する全国ネットワーク全国ワークショップ2023
- 11日 移住者と連帯する全国ネットワーク第9回通常総会
- 17日 APT全体ミーティング・ケース協議\*  
同志社中学校かるちゃんぶる部@YWCA訪問

7月

- 15日 京都YWCA多文化共生委員会会議\*  
APT全体ミーティング・ケース協議\*
- 17日 APT30周年記念 Homecoming Day \*

\*ハイブリッド会議

\*維持会費・寄付をいただいた方（敬称略）

内田匡子、織田雪江、北村保子、安藤いづみ、  
本田次男、篠田茜、有田孝子、筒井奈都子、有田孝子、仲本直子、林律、飯田奈美子、清水弥生、  
リンパヤラヤ スプラーニー、北垣由民子、大窪誠司、西田敦志・苗緒、匿名3名

ありがとうございました。

APT 活動のためのご寄付、及び賛助会員を募集しております。賛助会員には年会費 5,000 円で年 3 回のニュースレターを送付いたします。同封の用紙にてお振込ください。

郵便為替：京都 YWCA アプト 01050-5-7761

本ニュースレターの送付が不要の方はご一報ください。次回からの送付は差し控させていただきます。  
また、メールでのニュースレター配信をご希望の方も apt@kyoto.ywca.or.jp までご連絡ください。

新規相談件数集計

2023年4月1日~2023年7月31日:25 件	
●国籍別	フィリピン12、ネパール3、中国2、 インドネシア、スリランカ、タイ、台湾、各1 マレーシア、コンゴ、イギリス、不明 各1
●性別	女性23、男性2
●居住地	京都18、滋賀5、大阪1、不明1
●相談内容	DV10、子ども5、労働3、妊娠・出産3、 法律(離婚・無断離婚)2、医療通訳1、在留資格1

相談対応（4月~7月）集計

分類	項目	4月	5月	6月	7月	延べ件数
相談対応 件数	継続	80	99	96	104	379
	新規	6	8	10	1	25
相談対応 方法	電話	23	73	67	108	271
	SNS	27	86	42	82	237
	メール	17	13	24	21	75
	来所	2	11	14	4	31
	同行	6	6	24	24	60
	訪問	6	2	12	22	42
	FAX	1	0	1	1	3
	郵送	4	9	2	4	19
通訳派遣 依頼	京都市	11	7	6	12	36
	京都府	0	0	3	5	8
	個人	2	3	18	12	35
	他機関	1	1	1	1	4
	翻訳	0	0	2	2	4

京都YWCA・APTは多文化共生社会の実現を求めて外国籍住民のための支援プログラムを展開している京都YWCAのグループです。

相談電話：075-451-6522

月曜日：13:00-16:00

木曜日：15:00-18:00



メール相談も受け付けます。apt@kyoto.ywca.or.jp

京都YWCAとは・・・

京都YWCAはキリスト教を基盤に世界中の女性が言語や文化の壁を越えて力を合わせ、女性の社会参画を進め、人権や健康や環境が守られる平和な世界を実現する国際NGOです。

APTニュースレター No.122 2023年8月発行



京都YWCA・APT

〒602-8019 京都市上京区室町通出水上ル近衛町44

TEL：075-431-0351 FAX：075-431-0352

